

平成22年8月17日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年8月17日（火）開会：午後3時00分 閉会：午後5時19分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、上谷幸彦議長が出席

4 傍聴議員

たかはし倫恵

5 一般傍聴者

7名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議事項について

（1）本会議における一問一答制の導入について（関連事項）

前回の委員会（8月3日開催）において、6月定例会本会議での一問一答制の試行についての検証を行う中で、9月定例会の常任委員会・特別委員会（決算分科会を含む。）の審査では反問権の内容を拡大し、当局には反論も含めた反問権を認めて試行することで意見の一致を見ました。しかしながら、反論も含めた反問権は、一問一答で質疑を行った議員に対してのみ行使できるのか、従来からの一括方式で質疑を行う議員に対しても行使できるのかについて確認ができていなかったため、改めてその点に

ついて協議しました。協議の結果、段階的に試行していくべきであるとする意見を尊重し、9月定例会においては、一問一答で質疑を行った議員に対してのみ、市長側は反論も含めた反問権を行使できるものとする事で意見の一致を見ました。

#### (2) 議員報酬の支給制限について

この協議事項は、前回の委員会まで、「議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について」としていた協議事項ですが、今回の委員会から名称を短く改めることにしました。

本日は、前回の委員会で各委員から説明のあった、“議論の余地なく議員報酬を不支給若しくは停止すべきであるケース”についてのそれぞれの案をまとめた一覧表を提出し、各案の内容についての確認（他の案への質問を含む。）を行いました。次回の委員会以降、各委員の案の中身について議論を行うこととなります。

#### (3) 議決事件の拡大について

前回の委員会では、市のどの計画を議決事件とするのかを協議する前提として、市がどのような計画を策定しているのかについて、調査結果の説明を受けました。本日は、この協議事項の協議の進め方に対する意見とともに、具体的にどの計画を議決事件とするのかについて協議を行いました。各委員から出された主な意見は、次のとおりです。

部門別計画がたくさんあるため、これらのすべてを議決事件とすることはできない。現時点では、総合計画の基本計画を議決事件とすることでよいのではないかと考える。

の意見と同様。ただし、都市計画マスタープランを議決事件とすることについて、今後の協議としたい。

の意見と同様。現在、多くの計画は議決事件になっていないが、委員会で報告を受けていると思う。もしそうでないものがあれば、議会への説明はしていただきたい。

の意見と同様。ただし、部門別計画についても予算化が必要となったときに当該部門別計画の正当性が問題となる場合もあるので、今後も議論が必要である。

現時点では、会派で十分な検討ができていない状態である。

の意見と同様。加えて、部門別計画を総合計画の基本計画の中に位置づけることが必要である。そうすれば、基本計画を議決事件にすれば、その下の部門別計画についても議会の判断が及んだことになる。

協議の結果、総合計画について規定した条項の改正を含んだ地方自治法の改正案が現在国会で審議されており、その動向を見る必要もあるため、現時点では、総合計画の基本計画を議決事件の対象とする方向性であるということで、この議論を一旦置くこととなりました。12月定例会において議決事件を拡大する条例案を提案すべく、11月に改めて協議する予定です。

#### (4) 議会運営上のルールの整理

前回の委員会に引き続き、「議員提出議案の提出手順」について協議を行いました。

結論を得ることができませんでしたので、引き続き次回の委員会で協議することになりました。なお、本日の協議の中で各委員から出された主な意見は、次のとおりです。

議員提出議案の提出手順については、議会運営に関する議案とそれ以外の議案を分けて考えてはどうか。

議員提出議案は、あらかじめ提出期限（例えば、市長側が付議事件を説明する定例会招集日約1週間前の議会運営委員会の開催日までを期限とする）を定めることとし、当該提出期限までに提出された議案の対案として提出される議員提出議案については、当該提出期限の対象外としてはどうか。

議会運営上のルールはできるだけ全会一致で決めていこうという申し合わせもあるので、それに合わせてやっていけば、特段のルール化は必要ないと考える。

この協議事項（「議会運営上のルールの整理」）については、次回の委員会から新たに「会派のありかた」についても協議することになりました。

#### （５）その他

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年 9月14日（火）午前10時～12時（場所：4号委員会室）

9月29日（水）午前10時～12時（場所：4号委員会室）

10月15日（金）午後 2時～ 4時（場所：3号委員会室）

10月25日（月）午後 1時～ 3時（場所：3号委員会室）

11月 8日（月）午前10時～12時（場所：3号委員会室）

11月25日（木）午前10時～12時（場所：3号委員会室）

以 上